

東京神学大学大学院学則

1953（昭和 28）年 3 月 31 日設置認可

第 1 章 総 則

第 1 条 本大学院は、学校教育法第 99 条に基づき、キリスト教神学の理論および応用を教授研究する神学研究科を置く。

第 1 条の 2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自ら点検および評価（以下「自己評価等」という。）を行うものとする。

2 自己評価等に関する規則は、別に定める。

第 2 条 本大学院神学研究科に、博士課程を設ける。

2 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

3 博士課程は、前期課程と後期課程に区分し、その前期課程は修士課程として取り扱う。

4 博士課程前期課程は、本大学あるいは他の大学神学部等における一般的、専門的教養の基礎の上に、広い視野に立って専攻分野を研究し、精深な学識を授け、専攻分野における研究能力とともに、キリスト教神学に関する高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。それによって、福音主義教会やキリスト教学校等に、専ら教職として、高度の神学的知識をもって仕え、主体的に神学的考察と判断をすることのできる伝道者を養成することを目指す。

5 博士課程後期課程は、神学における国内外の学界へ学問的貢献ができる専門的学識を有し、高等教育機関において研究者また教育者として貢献し、教会や社会のあり方についての諸課題に深く取り組むことのできる人材を育成することを目指す。

第 2 章 礼拝および信仰的訓練

第 3 条 本大学院の学生は、所定の課程を修めるほか、信仰的訓練のために、日々礼拝あるいは祈祷会を守り、学校暦、教会暦による特定日に特別礼拝を守り、また随時修養会などに参加するものとする。

第 4 条 前条のほか、学生は各自所属教会において、忠実に教会生活をなし、伝道および教務に奉仕する義務を負う。また、夏期休暇その他随時教会において、教会実習を修了しなければならない。

第 3 章 研究科の組織、修業年限

第 5 条 神学研究科における博士課程には次の専攻を置く。

研究科名	前期課程	後期課程
神学研究科	聖書神学専攻	聖書神学専攻
	組織神学専攻	組織神学専攻

- 第6条 博士課程の標準修業年限は5年とし、前期課程2年、後期課程3年に区分する。
- 2 博士課程前期課程に4年を超えて在学することを認めない。
- 3 博士課程後期課程に6年を超えて在学することを認めない。ただし、6年を超えて履修することを希望する場合には、長期履修学生としてこれを認めることができる。
- 4 博士課程前期課程および後期課程それぞれに長期履修学生制度を設ける。長期履修学生制度については別に定める。

第4章 学年、学期、休日

- 第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 学年を次の2期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。
- ただし、各期の授業実施期間については、当該年度の学年暦に於いて別途定めるものとする。
- 第8条 授業を行わない日は次のとおりとする。
- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 本学創立記念日（5月19日）
- (4) 夏期休業
- (5) 冬期休業
- (6) 春期休業
- 学長は、教授会または教務課主任との協議を経て、前各号の休業日を変更し、また臨時に休業の日を定めることができる。

第5章 授業科目および履修方法

- 第9条 博士課程前期課程聖書神学専攻における授業科目と単位は、次のとおりとする。

I 専攻科目

A 聖書神学科目

旧約聖書原典講読Ⅰ	4	旧約聖書原典講読Ⅱ	4	旧約聖書原典釈義Ⅰ	4
旧約聖書原典釈義Ⅱ	4	旧約聖書神学特講Ⅰ	4	旧約聖書神学特講Ⅱ	4
旧約聖書学特研Ⅰ	4	旧約聖書学特研Ⅱ	4	旧約聖書学演習Ⅰ	4
旧約聖書学演習Ⅱ	4	聖書考古学	4	ヒブル語Ⅰ	4
ヒブル語Ⅱ	2	アラム語	4	シリア語	4
アッカド語	4	古代オリエント史Ⅰ	4	古代オリエント史Ⅱ	4

新約聖書学特講Ⅰ	4	新約聖書学特講Ⅱ	4	新約聖書学演習	2
新約聖書学特研Ⅰ	4	新約聖書学特研Ⅱ	4	新約聖書原典釈義Ⅰ	4
新約聖書原典釈義Ⅱ	4				

B 修士論文指導演習

修士論文指導演習旧約神学Ⅰ	2	修士論文指導演習旧約神学Ⅱ	2
修士論文指導演習新約神学Ⅰ	2	修士論文指導演習新約神学Ⅱ	2

Ⅱ 専攻外科目

A 組織神学科目

1 組織神学関係

組織神学特講Ⅰ	4	組織神学特講Ⅱ	4	組織神学特研Ⅰ	2
組織神学特研Ⅱ	4	組織神学演習Ⅰ	4	組織神学演習Ⅱ	4
組織神学演習Ⅲ	4	信条学	2		

2 歴史神学関係

教会史演習	4	教理史演習Ⅰ	4	教理史演習Ⅱ	4
教会史特講Ⅰ	4	教会史特講Ⅱ	4	教理史特講Ⅰ	4
教理史特講Ⅱ	4	英国教会史	2	ラテン語Ⅰ	2
ラテン語Ⅱ	2				

3 実践神学関係

宗教社会学演習	4	教会音楽	4	キリスト教教育特講	4
牧会心理学特講	4	牧会カウンセリング特研	2	キリスト教教育特研	4
実践神学演習	4	臨床牧会教育	4	牧会心理学	4

B 専攻間共同科目

共同演習	4	アジア伝道論演習	4	日本伝道論演習	4
------	---	----------	---	---------	---

2 博士課程前期課程聖書神学専攻における、長期履修学生が指導教授の下に履修すべき科目は、次のとおりとする。

修士論文指導演習聖書神学（長期） 0

第10条 博士課程前期課程組織神学専攻における授業科目と単位は、次のとおりとする。

I 専攻科目

A 組織神学科目

1 組織神学関係

組織神学特講Ⅰ	4	組織神学特講Ⅱ	4	組織神学特研Ⅰ	2
組織神学特研Ⅱ	4	組織神学演習Ⅰ	4	組織神学演習Ⅱ	4
組織神学演習Ⅲ	4	信条学	2		

2 歴史神学関係

教会史演習	4	教理史演習Ⅰ	4	教理史演習Ⅱ	4
教会史特講Ⅰ	4	教会史特講Ⅱ	4	教理史特講Ⅰ	4
教理史特講Ⅱ	4	英国教会史	2	ラテン語Ⅰ	2
ラテン語Ⅱ	2				

3 実践神学関係

宗教社会学演習	4	教会音楽	4	キリスト教教育特講	4
---------	---	------	---	-----------	---

牧会心理学特講	4	牧会カウンセリング特研	2	キリスト教教育特研	4
実践神学演習	4	臨床牧会教育	4	牧会心理学	4

B 修士論文指導演習

修士論文指導演習組織神学Ⅰ	2	修士論文指導演習組織神学Ⅱ	2
修士論文指導演習歴史神学Ⅰ	2	修士論文指導演習歴史神学Ⅱ	2
修士論文指導演習実践神学Ⅰ	2	修士論文指導演習実践神学Ⅱ	2

Ⅱ 専攻外科目

A 聖書神学科目

旧約聖書原典講読Ⅰ	4	旧約聖書原典講読Ⅱ	4	旧約聖書原典釈義Ⅰ	4
旧約聖書原典釈義Ⅱ	4	旧約聖書神学特講Ⅰ	4	旧約聖書神学特講Ⅱ	4
旧約聖書学特研Ⅰ	4	旧約聖書学特研Ⅱ	4	旧約聖書学演習Ⅰ	4
旧約聖書学演習Ⅱ	4	聖書考古学	4	ヒブル語Ⅰ	4
ヒブル語Ⅱ	2	アラム語	4	シリア語	4
アッカド語	4	古代オリエント史Ⅰ	4	古代オリエント史Ⅱ	4
新約聖書学特講Ⅰ	4	新約聖書学特講Ⅱ	4	新約聖書学演習	2
新約聖書学特研Ⅰ	4	新約聖書学特研Ⅱ	4	新約聖書原典釈義Ⅰ	4
新約聖書原典釈義Ⅱ	4				

B 専攻間共同科目

共同演習	4	アジア伝道論演習	4	日本伝道論演習	4
------	---	----------	---	---------	---

2 博士課程前期課程組織神学専攻における、長期履修学生が指導教授の下に履修すべき科目は、次のとおりとする。

修士論文指導演習組織神学（長期） 0

第11条 博士課程前期課程修了年度後期において実践神学研修課程を課する。

その授業科目と単位は次のとおりとする。

礼拝学演習	2	説教学演習Ⅰ	2	説教学演習Ⅱ	2
説教学演習Ⅲ	2	（うち4単位は1年次に履修）			
牧会学演習	2	総合特別講義	4		

第12条 博士課程前期課程においては、指導教授の指導下に専攻科目単位20単位（必修・修士論文指導演習4単位を含む）、専攻外科目単位10単位、実践神学研修課程14単位、合計44単位以上を履修しなければならない。ただし、前期課程入学前に既に教職である者は、専攻科目単位20単位、専攻外科目単位10単位、合計30単位以上を履修しなければならない。

2 専攻間共同科目の単位は、第1項において専攻外科目から履修しなければならないと定められた10単位のうちに4単位を越えて算入することはできない。

第13条 博士課程後期課程聖書神学専攻における授業科目と単位は、次のとおりとする。

旧約聖書神学特殊研究	4	旧約聖書文学特殊研究	4	旧約聖書原典特殊研究	4
聖書語学特殊研究	4	聖書考古学特殊研究	4	新約聖書神学特殊研究	4
新約聖書原典特殊研究	4	聖書解釈学特殊研究	4	原始キリスト教特殊研究	4

2 博士課程後期課程聖書神学専攻外における授業科目と単位は次のとおりとする。

（1）組織神学関係

教義学特殊研究 4 ｷﾘｽﾄ教倫理学特殊研究 4 弁証学特殊研究 4
組織神学特殊研究 4 現代神学特殊研究 4 組織神学共同演習 4

(2) 歴史神学関係

神学史特殊研究 4 宗教改革史特殊研究 4 日本宗教思想史特殊研究 4
教父学特殊研究 4

(3) 実践神学関係

ｷﾘｽﾄ教教化学特殊研究 4 ｷﾘｽﾄ教教育特殊研究 4

3 博士課程後期課程聖書神学専攻における指導教授の下に履修すべき科目は、次のとおりとする。

博士論文指導演習聖書神学 0

第14条 博士課程後期課程組織神学専攻における授業科目と単位は、次のとおりとする。

(1) 組織神学関係

教義学特殊研究 4 ｷﾘｽﾄ教倫理学特殊研究 4 弁証学特殊研究 4
組織神学特殊研究 4 現代神学特殊研究 4 組織神学共同演習 4

(2) 歴史神学関係

神学史特殊研究 4 宗教改革史特殊研究 4 日本宗教思想史特殊研究 4
教父学特殊研究 4

(3) 実践神学関係

ｷﾘｽﾄ教教化学特殊研究 4 ｷﾘｽﾄ教教育特殊研究 4

2 博士課程後期課程組織神学専攻外における授業科目と単位は次のとおりとする。

旧約聖書神学特殊研究 4 旧約聖書文学特殊研究 4 旧約聖書原典特殊研究 4
聖書語学特殊研究 4 聖書考古学特殊研究 4 新約聖書神学特殊研究 4
新約聖書原典特殊研究 4 聖書解釈学特殊研究 4 原始ｷﾘｽﾄ教特殊研究 4

3 博士課程後期課程組織神学専攻における指導教授の下に履修すべき科目は、次のとおりとする。

博士論文指導演習組織神学 0

第15条 後期課程において履修すべき授業科目については、指導教授の指導の下に専攻科目12単位、専攻外科目4単位、合計16単位以上を履修しなければならない。

博士論文指導演習は、毎年登録し、履修しなければならない。

第16条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第2項の方法を利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパーソナルコンピュータその他双方向の通信手段によって行う。

4 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

第16条の2 授業科目の単位数は、講義・演習については毎週1時間各15週をもって1単位とする。実習については毎週2時間15週をもって1単位とする。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

- 3 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別な必要があると認められる場合は、研究科委員会の議を経て、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第17条 大学院研究科委員会が、教育研究上有益と認めるときは、他大学の大学院とあらかじめ協議の上、当該他大学の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は10単位をこえない範囲で、本学において履修したものとみなすことができる。

第18条 本大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	免許状の種類及び教科
神学研究科	聖書神学専攻	中学校教諭専修免許状（宗教）
	組織神学専攻	高等学校教諭専修免許状（宗教）

第19条 本大学院において中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に従い、所定の科目及び単位を修得しなければならない。本学における適用科目及び単位数、履修方法は別表に定める。

第6章 課程修了の認定、学位の授与

第20条 博士課程前期課程修了の要件は、大学院前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し指導教授の下に必要な研究指導を受け、修士論文を提出し、その審査に合格することとする。

- 2 本大学院博士課程後期課程修了の要件は、大学院後期課程に3年以上在学し、指導教授の下に本則第15条に定める単位を修得し、さらに必要な研究指導を受けた上、専門外国語学力の認定、論文提出資格認定試験、学術小論文を学術誌に発表し、博士論文の審査に合格することとする。

- 3 前2項の論文の審査および第2項の諸資格試験の方法については、本大学院内規にこれを定める。

第21条 第20条1項を修了した者には、修士（神学）の学位を授与する。

- 2 第20条2項を修了した者には、博士（神学）の学位を授与する。

第22条 本大学院は、別に定める学位規則に従って、博士課程を経ることなくして博士論文を提出し、本大学院の行う博士論文の審査と所定の試験に合格し、前条第2項に該当する者と同等以上の学力を有することを確認された者に博士（神学）の学位を授与する。

第7章 職員組織とその運営

第23条 本大学院研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、大学院担当資格を有する本大学の教授、准教授、常勤講師、特任教授、特任准教授、特任常勤講師および助教をもってこれに充てる。大学院担当資格については別に定める。

- 2 教育研究上必要があるときは、授業を担当する教員に、非常勤講師をもって充てることができる。

第24条 本大学院に、研究科委員会を置く。

研究科委員会は、本学の教授、准教授をもって組織する。

- 2 本大学学長は、本大学院の学務を管掌し、研究科委員会を主宰し、また所属教職員を統督する。
- 3 研究科委員会は、それぞれの専攻に主任を置く。

第25条 研究科委員会は、次の事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 大学院担当教員の審査に関する事項
- (2) 学位審査および学位授与に関する事項
- (3) 学生の入学、課程の修了および卒業に関する事項

2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項について、学長の求めに応じて意見を述べる。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の退学、転学、休学に関する事項
- (3) 学生の資格認定および身分に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) その他研究科に関する事項

第26条 専攻主任は、次の事項を監督し、研究科委員会に諮る。

- (1) 専攻の教育課程に関する事項
- (2) 専攻の単位認定に関する事項
- (3) 博士課程後期課程の各認定試験ならびに博士論文審査に関する事項
- (4) 博士論文提出資格認定試験受験資格に関する事項
- (5) 博士課程後期課程入学志願者の推薦
- (6) 博士課程後期課程入学専攻替え志願者の推薦
- (7) 授業料の減免処置に関する調査と発議
- (8) その他専攻に関する事項

第8章 学生定員

第27条 学生の定員は、次のとおりとする。

専攻部門	博士課程前期課程		博士課程後期課程		合計 総定員
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	
聖書神学専攻	10名	20名	2名	6名	26名
組織神学専攻	15名	30名	2名	6名	36名
合 計	25名	50名	4名	12名	62名

第9章 入学、転学、休学、復学、退学

第28条 入学期は、学期始めとする。

第29条 本大学院に入学することのできる者は、福音主義のキリスト教会に属する者であることを要する。ただし、その他の者で特に入学を希望する場合は、教授会の認定により許可することができる。

第30条 博士課程前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 本大学学部を卒業した者
- (2) 他の大学を卒業した者
- (3) 学校教育法第104条第1項第7号の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) その他本大学院において、本大学学部を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第31条 博士課程後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当しなければならない。

- (1) 本大学院において修士（神学）の学位を得た者
- (2) 他の大学院において修士（神学）の学位を得た者
- (3) 外国において修士（神学）またはこれに相当する学位を得た者
- (4) 文部科学大臣が指定した者で、本学の研究科委員会による個別の入学資格審査により、修士（神学）の学位を得た者と同等の学力を有すると認められた24歳以上の者

第32条 本大学院に入学を志願する者は、所定の手続きを行わなければならない。入学に関する手続きは別にこれを定める。

第33条 博士課程前期課程の入学志願者には、英語、ドイツ語のうち一つの試験、論文試験、面接を課し、専門科目に関する既往の成績を調査した上で、入学を許可する。ただし、聖書神学専攻を志願する者については、上記に加え、研究分野に関係ある語学試験を課すものとする。

第34条 博士課程後期課程の入学志願者は、英語、ドイツ語のうち一つの試験、修士論文の審査および面接をし、入学を許可する。

- 2 第31条第1項第4号により入学を志願する者については、英語、ドイツ語のうち一つの試験、学術論文等業績審査、面接を行う。

第35条 入学を許可された者は、保証人連署の保証書および住民票を提出し、入学金、授業料を指定期日までに納入しなければならない。

第36条 保証人は2名とし、そのうち1名は原則として東京都内または近県に居住していること。

- 2 専ら本学に従事する教職員および本学学生は、保証人となることができない。
- 3 保証人は、その学生の在学中、身分異動（休学・復学・退学等）時、並びに緊急時に、当該学生と密接な連携を保って対応しなければならない。

第37条 他の大学院からその学長の許可を得て本大学院に転学を希望する者があるとき

は、欠員のある場合に限り、第33条あるいは34条に準ずる審査を経た上で、転学を許可することがある。

第38条 特別な事情により、他の大学院に転学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出で許可を得なければならない。

第39条 疾病その他やむをえない事由により、満1カ月以上欠席しようとするときは、前期及び後期の始業週の金曜日迄に保証人連署をもって願い出で、許可を受け休学することができる。

(1) 申し出期間を過ぎて休学を願い出た者の、当該学期に納めた校納金は返還しない。

(2) 上記校納金を延納又は分納の願い出により完納していない時には、休学が認められても完納しなければならない。

(3) 前各号の者については第47条第5項は適用されない。

2 休学期間は1年を越えることができない。ただし、特別の事由のあるときは、あらかじめ許可を受け、さらに、1年以内に限り休学することができる。

3 休学し得る期間は、通算2カ年以内とする。2カ年を経過してなお復学または退学しない場合は除籍する。ただし、後期課程在学中の学生が在外研究のために休学する場合はこの限りではない。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

5 休学者が復学しようとするときは、保証人連署をもって願い出で許可を受けなければならない。

本条に定める休学に関する規定は、長期履修学生には適用されない。

第40条 疾病その他やむを得ない事由により、退学しようとする者は、保証人連署をもって願い出で、許可を受けなければならない。

第41条 疾病その他やむを得ない事由により退学した者が再入学を志願した場合には、教授会の議を経て、これを許可することがある。

第10章 特別聴講生 聴講生 委託生 特別研究生 内地留学生 継続教育科目受講生 科目等履修生

第42条 本大学院と単位互換制度の協定のある他大学院学生が、本大学院の授業科目の履修または研究指導を希望するときは、規定に従って、特別聴講生として許可することがある。

第43条 本大学院研究科の学科目のうち、その一部の選択履修を希望する者があるときは、その学力を審査し、欠員のある場合、1年を限り聴講を許可することがある。聴講科目の試験に合格したときは、その学科目につき履修証明書を発行する。

2 キリスト教会の教職であって、本学のあらかじめ指定する科目に、参加するものを継続教育科目受講生とする。

第44条 公共団体またはその他の機関の委託により、本大学院研究科の学科目のうちその一部の選択履修を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、その履修能力を認定し、これを委託生として入学許可することがある。選択科目の試験に

合格したときは、その科目につき履修証明書を発行する。

第45条 特別研究生または内地留学生は、別に定める規定に従い、修学を許可することがある。

- 2 科目等履修は、本学神学部神学科4年次に転入学した者に限り、研究科委員会による所定の書類審査のうえ、許可することがある。ただし、10単位を上限とし、修士論文指導演習および実践神学研修課程科目は履修することができない。

第11章 校納金その他

第46条 本学学生は、毎学期始め指定期日内に授業料その他の校納金を納入し、受講単位の登録を完了しなければならない。

第47条 入学検定料、入学金、授業料、施設費は以下のとおりとする。

- (1) 入学検定料 26,000円
- (2) 入 学 金 290,000円
- (3) 授 業 料 540,000円
- (4) 施 設 費 240,000円

長期履修学生の授業料は、標準修業年限分の授業料総額に相当する額を長期履修期間に応じて納付する。ただし、教授会で特別に許可された場合に入学金または施設費が免除される。校納金の納期、特例等の詳細は、学生納付金に関する内規に定める。

- 2 特別聴講生、聴講生、委託生の選考審査料ならびに受講料は、以下のとおりとする。

- (1) 審査料 10,000円
- (2) 受講料 1単位につき20,000円

ただし、本大学院博士課程前期課程を修了した者または退学した者については以下のとおりとする。

- (1) 審査料 免除する。
- (2) 受講料 1単位につき12,000円

- 3 継続教育科目の受講料は1科目14,000円とする。

- 4 (削除)

- 5 休学者の在籍料は、1学期につき授業料の5分の1とする。ただし、長期履修学生には適用されない。

- 6 前各号の額は、社会事情に応じて、所定の手続きを経て増額または減額することができる。

- 7 第45条第2項による科目等履修については、審査料ならびに受講料を免除する。

第48条 正当な事由により前条にある入学検定料・入学金・施設費以外の校納金を指定期日内に全額納入不可能の場合は、直ちに願い出て、分納の許可を得ることを要する。

- 2 既納の校納金は、別に定める場合を除き、原則として返還しない。

第49条 校納金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき、あるいは受講単位の登録ないし在籍に必要な手続きを怠るときは、別に定める規定によって除籍することができる。

第12章 賞 罰

第50条 他の学生の模範となるような業績のあった者は、これを賞することができる。

第51条 懲戒を要すると認められた者は、教授会の議を経て学長が譴責、停学または退学の処分を行うことができる。

第52条 次の各号に該当する者は、退学処分にすることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第13章 研究指導機関、附属施設

第53条 本大学院は、その目的を達し、学生の研究指導のために、大学図書館を共用し協定により、隣接大学の図書館を利用することができる。

第54条 本大学院は、研究指導のために次の研究室をもうける。

- (1) 聖書神学研究室Ⅰ（旧約学）
- (2) 聖書神学研究室Ⅱ（新約学）
- (3) 歴史神学研究室
- (4) 組織神学研究室
- (5) 実践神学研究室

第55条 本大学院は、東京神学大学総合研究所を設置する。研究所の規定は別に定めるところによる。

第56条 本大学院は、学生の研究、信仰的訓練および共同生活のため、大学学生寮を共用する。

第57条 教職員、学生の保健厚生のために大学医務室を共用する。

第58条 本大学院の研究活動の学外延長として、公開講座等を設ける。

第59条 自由な研究と機関雑誌発行のために、東京神学大学神学会を設ける。
神学会の細則は、別に定めるところによる。

【第19条 別表（聖書神学専攻）】

博士課程前期課程聖書神学専攻において、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は教育職員免許法施行規則に定める科目区分から計24単位以上を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分		本学における適用科目及び単位数			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	旧約聖書原典講読Ⅰ	4	教理史演習Ⅰ	4
		旧約聖書原典講読Ⅱ	4	教理史演習Ⅱ	4
		旧約聖書原典釈義Ⅰ	4	教会史特講Ⅰ	4
		旧約聖書原典釈義Ⅱ	4	教会史特講Ⅱ	4
		旧約聖書神学特講Ⅰ	4	教理史特講Ⅰ	4
		旧約聖書神学特講Ⅱ	4	教理史特講Ⅱ	4
		旧約聖書学特研Ⅰ	4	ラテン語Ⅰ	2
		旧約聖書学特研Ⅱ	4	ラテン語Ⅱ	2
		旧約聖書学演習Ⅰ	4	組織神学特講Ⅰ	4
		旧約聖書学演習Ⅱ	4	組織神学特講Ⅱ	4
		ヒブル語Ⅰ	4	組織神学特研Ⅰ	2
		ヒブル語Ⅱ	2	組織神学演習Ⅰ	4
		アラム語	4	組織神学演習Ⅱ	4
		シリア語	4	組織神学演習Ⅲ	4
		古代オリエント史Ⅰ	4	信条学	2
		古代オリエント史Ⅱ	4	キリスト教教育特講	4
		新約聖書学特講Ⅰ	4	キリスト教教育特研	4
		新約聖書学特講Ⅱ	4	実践神学演習	4
		新約聖書学演習	2	アジア伝道論演習	4
		新約聖書学特研Ⅰ	4	日本伝道論演習	4
		新約聖書学特研Ⅱ	4	礼拝学演習	2
		新約聖書原典釈義Ⅰ	4	説教学演習Ⅰ	2
		新約聖書原典釈義Ⅱ	4	説教学演習Ⅱ	2
		修士論文指導演習 旧約神学Ⅰ	2	説教学演習Ⅲ	2
		修士論文指導演習 旧約神学Ⅱ	2	牧会学演習	2
		修士論文指導演習 新約神学Ⅰ	2	総合特別講義	4
		修士論文指導演習 新約神学Ⅱ	2		

【第19条 別表（組織神学専攻）】

博士課程前期課程組織神学専攻において、中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状を取得しようとする者は教育職員免許法施行規則に定める科目区分から計24単位以上を修得しなければならない。

免許法施行規則に定める科目区分		本学における適用科目及び単位数			
大学が独自に設定する科目	教科及び教科の指導法に関する科目	旧約聖書原典講読Ⅰ	4	教理史演習Ⅰ	4
		旧約聖書原典講読Ⅱ	4	教理史演習Ⅱ	4
		旧約聖書原典釈義Ⅰ	4	教会史特講Ⅰ	4
		旧約聖書原典釈義Ⅱ	4	教会史特講Ⅱ	4
		旧約聖書神学特講Ⅰ	4	教理史特講Ⅰ	4
		旧約聖書神学特講Ⅱ	4	教理史特講Ⅱ	4
		旧約聖書学特研Ⅰ	4	ラテン語Ⅰ	2
		旧約聖書学特研Ⅱ	4	ラテン語Ⅱ	2
		旧約聖書学演習Ⅰ	4	修士論文指導演習 歴史神学Ⅰ	2
		旧約聖書学演習Ⅱ	4	修士論文指導演習 歴史神学Ⅱ	2
		ヒブル語Ⅰ	4	組織神学特講Ⅰ	4
		ヒブル語Ⅱ	2	組織神学特講Ⅱ	4
		アラム語	4	組織神学特研Ⅰ	2
		シリア語	4	組織神学演習Ⅰ	4
		古代オリエント史Ⅰ	4	組織神学演習Ⅱ	4
		古代オリエント史Ⅱ	4	組織神学演習Ⅲ	4
		新約聖書学特講Ⅰ	4	信条学	2
		新約聖書学特講Ⅱ	4	修士論文指導演習 組織神学Ⅰ	2
		新約聖書学演習	2	修士論文指導演習 組織神学Ⅱ	2
		新約聖書学特研Ⅰ	4	キリスト教教育特講	4
		新約聖書学特研Ⅱ	4	キリスト教教育特研	4
		新約聖書原典釈義Ⅰ	4	実践神学演習	4
		新約聖書原典釈義Ⅱ	4	修士論文指導演習 実践神学Ⅰ	2
				修士論文指導演習 実践神学Ⅱ	2
				アジア伝道論演習	4
				日本伝道論演習	4
				礼拝学演習	2
				説教学演習Ⅰ	2
				説教学演習Ⅱ	2
				説教学演習Ⅲ	2
				牧会学演習	2
				総合特別講義	4

附 則

- 1 この学則は、大学院設置の認可を受けた1953年3月31日から適用する。
- 2 博士課程に関する条項は、博士課程増設の認可を受けた1955年4月1日から適用する。
- 3 教科課程および履修方法に関する条項は、修士課程に関する限り全面的に改訂し、1969年4月1日から適用する。
- 4 この学則は、1977年4月1日から改正施行する。
- 5 この学則は、1979年4月1日から一部改正施行する。
- 6 この学則は、1980年4月1日から一部改正施行する。
- 7 この学則は、1981年4月1日から一部改正施行する。
- 8 この学則は、1982年4月1日から一部改正施行する。
- 9 この学則は、1983年4月1日から一部改正施行する。
- 10 この学則は、1984年4月1日から一部改正施行する。
- 11 この学則は、1985年4月1日から一部改正施行する。
- 12 この学則は、1986年4月1日から一部改正施行する。
- 13 この学則は、1987年4月1日から一部改正施行する。
- 14 この学則は、1988年4月1日から一部改正施行する。
- 15 この学則は、1989年4月1日から一部改正施行する。
- 16 この学則は、1990年4月1日から一部改正施行する。
- 17 この学則は、1991年4月1日から一部改正施行する。
- 18 この学則は、1992年3月31日改正施行し
 - (1) 第16条、第17条および第25条については、1991年7月1日に遡って適用する。
 - (2) 第9条、第12条、第33条、第41条および第42条については、1992年4月1日在籍者から適用する。
- 19 この学則は、1992年12月1日改正施行し
 - (1) 第9条B組織神学専攻の学科目の変更については、1992年4月1日在籍者に遡って適用する。
 - (2) 第9条A聖書神学専攻の学科目の変更については、1992年4月1日在籍者からこれを適用し、第41条校納金の変更については、1993年度入学者からこれを適用する。
- 20 この学則は、1993年6月1日、第41条の校納金について改正施行し1994年度入学者からこれを適用する。
- 21 この学則は、1994年5月31日第11章第41条の校納金について改正施行し、1995年度入学者からこれを適用する。
- 22 この学則は、1994年11月29日第5章第9条、第12条、第16条、第9章第22条、第24条、第26条、第29条、第30条、第10章標題、第37条、第11章第41条について改正施行し、1995年度からこれを適用する。
- 23 この学則は、1995年5月30日第41条の校納金について改正施行し1996年度入学者からこれを適用する。

- 24 この学則は、1995年11月28日第9条について改正施行し、1996年度からこれを適用する。
- 25 この学則は、1996年3月19日第1章に、第1条の2（自己評価等に関する項目）を新設し、1996年度からこれを実施する。
- 26 この学則は、1996年5月28日第11章第41条の授業料について改正施行し1997年度入学者からこれを適用する。
- 27 この学則は、1996年11月26日第11章第41条の入学検定料について改正施行し、1997年度受験者からこれを適用する。
- 28 この学則は、1997年5月27日第11章第41条の授業料および施設費について改正施行し、1998年度入学者からこれを適用する。
- 29 この学則は、1998年3月23日第5章授業科目および履修方法について下記条項を改正施行し、1998年度入学者からこれを適用する。
- (1) 第5章9条を削除し、9条、10条を新設する。
- (2) 10条は11条に繰り下げる。
- (3) 11条を削除する。
- (4) 12条1・2項を12条とし、12条3項を改正した上で15条とする。
- (5) 12条と15条の間に、13条、14条を新設する。
- (6) 13条以下を16条とし、以下各条を繰り下げる。
- 30 この学則は、1998年5月25日第11章第41条の授業料および施設費について改正施行し、1999年度入学者からこれを適用する。
- 31 この学則は、1998年11月30日下記条項を改正し、1999年4月1日から実施する。
- (1) 第5章授業科目および履修方法について1998年度入学者からこれを適用する。
- ① 第9条、10条の授業科目を次のとおり改正する。これを1999年度入学者から適用する。

	旧	内容	新
第9条Ⅰ	旧約学部門演習	名称変更	修士論文指導演習旧約神学
	新約学部門演習	名称変更	修士論文指導演習新約神学
	聖書部門演習	名称変更	外典偽典講読
Ⅱ	組織神学部門演習	削除	
	歴史神学部門演習	削除	
第10条Ⅰ	組織神学部門演習	名称変更	修士論文指導演習組織神学
	歴史神学部門演習	名称変更	修士論文指導演習歴史神学
Ⅱ	旧約学部門演習	削除	
	新約学部門演習	削除	
	聖書部門演習	名称変更	外典偽典講読

- ② 新16条を新設する。一年間の授業期間を定め、1999年度から実施する。
- ③ 旧19条に課程の修了と学位授与を合わせて定めていたが、新20条に課程の修了、新21条に学位の授与についてそれぞれ定めることとする。

- ④ 専攻主任についての項を新26条に定める。
- (2) 第12条に必修・修士論文指導演習4単位を課し、1999年度4月入学者からこれを適用する。
- 32 この学則は、1999年5月31日第11章第47条の授業料および施設費について改正施行し、2000年度入学者からこれを適用する。
- 33 この学則は、1999年11月29日第11章第47条1項の一部を改正し、2000年4月1日から実施する。
- 34 この学則は、2000年5月29日第11章第47条の授業料および施設費について改正施行し、2001年度入学者からこれを適用する。
- 35 この学則は、2001年11月26日次のとおり改正し、2002年4月1日から施行、2002年度入学者から適用する。
- (1) 第11章第47条の入学金
- (2) 第11条、授業科目「礼拝学特講 2単位」に替えて「礼拝学演習 2単位」とする。なお、すでに在籍している者で「礼拝学特講 2単位」の履修を課されている者は「礼拝学演習 2単位」を修得してこれに替えるものとする。
- 36 この学則は、2002年(平成14年)11月25日に第11章第47条の施設費について改正施行し、2003年度(平成15年)入学者からこれを適用する。
- 37 この学則は、2003年(平成15年)5月26日に改正施行(第47条(3)授業料)し、2004年度(平成16年度)入学生から適用する。
- 38 この学則は、2004年(平成16年)5月24日に第47条第1項第2号入学金について改正施行し、2005年度(平成17年)入学生から適用する。
- 39 この学則は、2005年(平成17年)5月23日に、第47条第1項第4号施設費を改正施行し、2006年度(平成18年)入学生から適用する。
- 40 この学則は、2006年(平成18年)5月29日に、第47条第1項第3号授業料を改正施行し、2007年度(平成19年度)入学生から適用する。
- 41 この学則は、2006年(平成18年)11月27日に、第23条及び第24条を一部改正施行し、2007年(平成19年)4月1日から施行する。
- 42 この学則は、2007年(平成19年)5月28日に、第39条を改正し、同日から施行する。
- 43 この学則は、2007年(平成19年)5月28日に、第47条第1項第2号の入学金を改正施行し、2008年度(平成20年度)入学生から適用する。
- 44 この学則は、2008年(平成20年)5月26日に、第9条、第10条、第11条、第18条、および、第19条の一部を改正し、2009年(平成21年)4月1日より実施する。
- 45 この学則は、2008年(平成20年)5月26日に、第39条第3項の一部を改正し、同日から施行する。
- 46 この学則は、2008年(平成20年)5月26日に、第47条第1項第2号入学金、第3号授業料、および、第4号施設費を改正施行し、2009年度(平成21年度)入学生から適用する。

47 この学則は、2009年（平成21年）5月25日に、第47条第1項第4号施設費を改正施行し、2010年度（平成22年度）入学生から適用する。

48 この学則は、2009年（平成21年）11月30日に、第27条を改正施行し、2010年（平成22年）入学生から適用する。ただし、博士課程後期課程の総定員は、段階的に減少するため、2012年度に記載のとおりになる。また、各年度のごとの学生定員は別表のとおりになる。

別表（2010年度）

専攻部門	博士課程前期課程		博士課程後期課程		合計 総定員
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	
聖書神学専攻	15名	30名	2名	12名	42名
組織神学専攻	15名	30名	2名	12名	42名
合 計	30名	60名	4名	24名	84名

別表（2011年度）

専攻部門	博士課程前期課程		博士課程後期課程		合計 総定員
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	
聖書神学専攻	15名	30名	2名	9名	39名
組織神学専攻	15名	30名	2名	9名	39名
合 計	30名	60名	4名	18名	78名

49 この学則は、2010年（平成22年）11月29日に、第34条および第37条を改正し、2011年（平成23年）4月1日から適用する。

50 この学則は、2011年（平成23年）3月28日に、長期履修学生の定めなど、第6条第2項、第13条第3項、第14条第3項、第15条、第33条、第34条および第47条を改正し、2011年（平成23年）4月1日から適用する。

51 この学則は、2011年（平成23年）11月28日に、第47条第5項を改正し、2012年（平成24年）4月1日から適用する。

52 この学則は、2012年（平成24年）3月26日に、第18条および第19条を改正し、2012年度入学者から適用する。また、第39条を改正し、2012年（平成24年）4月1日から適用する。

53 この学則は、2012年（平成24年）5月21日に、第36条を改正し、2013年（平成25年）4月1日から適用する。

54 この学則は、2013年（平成25年）3月25日に、第42条、第47条第2項および第5項を改正し、2013年（平成25年）4月1日から適用する。

55 この学則は、2014年（平成26年）3月24日に、第13条および第14条を改正し、2014年（平成26年）4月1日から適用する。

56 この学則は、2014年（平成26年）12月1日に、第45条を改正し、同日から施行する。

57 この学則は、2015年（平成27年）5月25日に、第25条を改正し、2

- 015年（平成27年）4月1日から適用する。
- 58 この学則は、2017年（平成29年）3月27日に、第20条、第23条、第33条および第36条を改正し、2017年（平成29年）4月1日から適用する。
- 59 この学則は、2017年（平成29年）11月27日に、第9条、第10条、第13条、第14条および第19条別表を改正し、2018年（平成30年）4月1日から適用する。
- 60 この学則は、2018年（平成30年）3月26日に、第1条、第2条、第6条および第20条を改正し、2018年（平成30年）4月1日から適用する。
- 61 この学則は、2018年（平成30年）3月26日に、第19条、第30条、第31条および第34条を改正し、2019年度（平成31年度）の入学を志願する者から適用する。
- 62 この学則は、2018年（平成30年）11月26日に、第7条および第8条を改正し、2019年（平成31年）4月1日から適用する。
- 63 この学則は、2018年（平成30年）11月26日に、第18条、第19条、および第19条別表を改正し、2019年度（平成31年度）の入学者から適用する。
- 64 この学則は、2019年（令和元年）5月27日に、第45条および第47条を改正し、2020年（令和2年）4月1日から適用する。
- 65 この学則は、2020年（令和2年）3月30日に、第23条を改正し、2020年（令和2年）4月1日から適用する。
- 66 この学則は、2020年（令和2年）5月25日に、第16条を第16条の2とした上で第16条を新設し、2020年（令和2年）4月1日に遡って適用する。
- 67 この学則は、2020年（令和2年）11月30日に、第23条を改正し、2020年（令和2年）12月1日から適用する。
- 68 この学則は、2021年（令和3年）11月29日に、第30条および第36条を改正し、同日から適用する。
- 69 この学則は、2022年（令和4年）11月28日に、第27条を改正し、2024年度（令和6年度）入学者から施行する。これにより、2024年度（令和6年度）の定員は以下の別表のとおりとなり、2025年度（令和7年度）から第27条に記載のとおりとなる。

別表（2024年度）

専攻部門	博士課程前期課程		博士課程後期課程		合計 総定員
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	
聖書神学専攻	10名	25名	2名	6名	31名
組織神学専攻	15名	30名	2名	6名	36名
合 計	25名	55名	4名	12名	67名

- 70 この学則は、2022年（令和4年）11月28日に、第10条および第19条別表（組織神学専攻）を改正し、2023年（令和5年）4月1日から適用する。
- 71 この学則は、2022年（令和4年）11月28日に、第48条を改正し、同日から適用する。
- 72 この学則は、2023年（令和5年）11月27日に、第47条を改正し、同日から適用する。
- 73 この学則は、2025年（令和7年）3月24日に、第6条、第9条、第10条、第30条、第34条および第39条を改正し、2025年（令和7年）4月1日から適用する。
- 74 この学則は、2025年（令和7年）12月8日に、第9条、第10条、第19条別表（聖書神学専攻）および第19条別表（組織神学専攻）を改正し、2026年（令和8年）4月1日から適用する。
- 75 この学則は、2026年（令和8年）3月23日に、第36条を改正し、2026年（令和8年）4月1日から適用する。